

議案第 号

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を
改正する条例

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成22年
木更津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

目次中「第34条」を「第33条の2」に改める。

第1条中「及び災害の発生」を削り、「防止する」を「防止し、及び土砂等の埋立て等の適正
化を図る」に改める。

第2条第1号中「その他土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積の用に供する物（廃棄物
の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除
く。）」を「並びに再生土（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第2条第4項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）その他規則で定め
る産業廃棄物に限る。第14条において同じ。）の脱水、破砕その他規則で定める処理により生
じたものであって、土砂と同様の形状を有するものをいう。以下同じ。）」に改め、「行為」の
次に「（同法の規定の適用を受ける行為のうち規則で定めるものその他規則で定める行為を除く。）」
を加え、同条第2号中「あって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以
上で」を削り、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「特定事業」を「簡易な埋立て等を
除く特定事業」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 簡易な埋立て等 特定事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方
メートル未満であるものをいう。

第3条第1項中「事業者」の次に「（土砂等の埋立て等を行う者（請負契約により土砂等の埋立て等を行う者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「運搬することのないよう努めなければ」を「運搬しては」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者は、事業活動が市民の理解の下に進められるよう、市民に対し情報提供その他必要な措置を講ずる責務を有する。

第5条中「及び災害の発生」を削る。

第9条第1項本文中「特定事業を」を「特定事業（簡易な埋立て等を除く。この条、次条から第21条まで、第23条から第27条まで、第29条から第33条まで及び第36条において同じ。）を」に改め、「ごとに」の次に「、土砂等の発生場所を特定して」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業

第9条第2項中「は、次条第1項」を「、第10条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（簡易な埋立て等の届出）

第9条の2 簡易な埋立て等を行おうとする者は、前条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事業並びに規則で定める事業を除き規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第10条第1項及び第2項中「前条」を「第9条」に改め、同条第3項中「前条」を「第9条」に改め、「規則で定める当該」を削り、「近隣の住民」を「当該特定事業区域から2,000メートル以内の範囲の区域に居住する者（以下この項において「近隣の住民」という。）」に、「その」を「当該特定事業区域に隣接する土地の所有者からの承諾及び近隣の住民の世帯の10分の8以上の世帯主からの」に改める。

第11条第1項ただし書を削り、同項第9号中「による災害の発生」を削り、同条第2項ただし書を削る。

第12条第1項第10号中「による災害の発生」を削る。

第14条第1項第1号中「アからオまで」を「アからサまで」に改め、同号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同号カ中「アからオまで」を「アからキまで」に改め、同号カを同号クとし、同号オの次に次のように加える。

カ 木更津市暴力団排除条例（平成２４年木更津市条例第５号）第２条第３号に規定する暴力団員等

キ 精神機能の障害により、土砂等の埋立て等の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第１４条第１項第１号に次のように加える。

ケ 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人で、規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第１４条第１項第５号中「現場責任者」の次に「（第１号アからキまでのいずれにも該当しない者に限る。）」を加え、同項第１１号中「による災害の発生」を削り、同号を同項第１３号とし、同項第８号から第１０号までを２号ずつ繰り下げ、同項第７号中「による災害の発生」を削り、同号を同項第９号とし、同項第６号の次に次の２号を加える。

(7) 下請人がある場合にあっては、当該下請人（法人にあっては、その役員）が第１号アからキまでのいずれにも該当しないこと。

(8) 特定事業が再生土（再生土のうち再生砕石（産業廃棄物の破砕等で生じたものであって、４０ミリメートル以下の砕石をいう。）を除く。）を使用するものでないこと。

第１４条第２項第３号中「による災害の発生」を削り、同条第３項中「第１１号」を「第１３号」に改め、同条第４項中「による災害の発生」を削り、「第１項第７号及び第１１号」を「第１項第９号及び第１３号」に改める。

第２２条第１項中「受けた者」の次に「又は同条第２項若しくは第９条の２の届出をした者」を、「当該許可」の次に「又は当該届出」を加え、同条第２項中「受けた者」の次に「又は同条第２項若しくは第９条の２の届出をした者」を、「当該許可」の次に「又は当該届出」を加える。

第２３条第１項中「は、当該許可」を「又は同条第２項の届出をした者は、当該許可若しくは当該届出」に改め、「による災害の発生」を削り、同条第６項中「による災害の発生」を削る。

第２４条第１項中「は、当該許可に係る特定事業が完了する２月前の日」を「又は同条第２項の届出をした者は、規則で定める日」に、「当該特定事業」を「当該許可又は当該届出に係る特定事業」に改め、同条第５項中「による災害の発生」を削る。

第２５条第１項中「者」の次に「又は同条第２項の届出をした者」を、「当該許可」の次に「

又は当該届出」を加え、「同日の２月前の日」を「規則で定める日」に改め、「による災害の発生」を削り、同条第５項中「による災害の発生」を削る。

第２６条第２項第３号中「第１４条第１項第１号カ」を「第１４条第１項第１号ク」に改め、同条第４項中「第１項第１号」を「同条第１項第１号」に改める。

第２８条第１項中「による災害の発生」を削り、同条第２項中「第９条」の次に「、第９条の２」を、「対し」の次に「、当該特定事業を停止し」を加え、「による災害の発生」を削る。

第２９条第１項第７号中「第１４条第１項第１号アからカまで」を「第１４条第１項第１号アからサまで」に改め、同条第２項中「による災害の発生」を削る。

第３０条中「による災害の発生」を削る。

第３１条第１項中「者」の次に「又は同条第２項の届出をした者」を加える。

第３２条第２項中「による災害の発生」を削り、同条第３項中「による災害」を削る。

第３３条第２項中「による災害の発生」を削る。

第６章中第３４条の前に次の２条を加える。

（許可等に関する意見の聴取）

第３３条の２ 市長は、第９条第１項、第１５条第１項又は第２６条第１項の許可をしようとするときは、第１４条第１項第１号カ及びクからサまで（同号クからサまでのいずれかに該当するものにあっては、同号カに係るものに限る。）、同項第５号及び第７号に該当する事由（同条第１項第１号カに係るものに限る。）の有無（次項において「暴力団員等の有無」という。）について、千葉県警察本部長又は市を管轄する警察署長の意見を聴くことができる。

２ 市長は、第２８条第１項若しくは第２項又は第２９条第１項の規定による処分をしようとするときは、暴力団員等の有無について、千葉県警察本部長又は市を管轄する警察署長の意見を聴くことができる。

（調査）

第３３条の３ 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、官公署その他の関係機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

２ 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等が行われ、又は行われようとしている場所、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の発生場所、運搬経路その他の関係場所及びその関係者について調査させることができる。

第３５条の次に次の１条を加える。

(公表)

第35条の2 市長は、土壌の汚染を防止し、及び土砂等による埋立て等の適正化を図るため公益上必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）、違反の事実及び命令の内容その他必要と認める事項を公表することができる。

- (1) 第9条第1項若しくは第2項、第9条の2、第15条第1項又は第26条第1項の規定に違反して、特定事業を行った者
- (2) 第28条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反し、又は第29条第1項の規定により許可を取り消された特定事業を行った者

第39条第1号中「第9条第2項」の次に「又は第9条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項に次の1号を加える改正規定及び附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の木更津市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2号の特定事業に該当する事業（改正前の木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号の特定事業に該当するものを除く。）を行っている者についての新条例第9条、第9条の2及び第12条の規定の適用については、第9条第1項中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」に、「あらかじめ」とあるのは「令和9年4月1日から同年9月30日までに」と、第9条の2中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」に、「あらかじめ」とあるのは「令和9年4月1日から同年9月30日までに」と、第12条中「その周辺の状況」とあるのは「その周辺の状況並びに特定事業区域のうち令和9年3月31日までに土砂等の埋立て等供した区域」とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第9条第1項若しくは第15条第1項の規定による許可を受けている者又は旧条例第9条第2項の規定による届出をした者は、新条例の規定にかかわらず、当該許可の期間が満了する日までの間は、なお従前の例により特定事業を行うことができる。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第12条第1項及び第2項並び

に第15条第3項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

- 5 施行日前にした行為によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 6 新条例第9条の2の規定による届出及び附則第2項の規定により新条例第9条第1項の規定による許可の申請をしようとする者が新条例第11条の規定による協議を行う場合の当該協議その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

特定事業の規制範囲の見直し、及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）との調整を図ること等のため、関係条文の整備をしようとするものである。